

第 50 回衆議院議員選挙に際して
LGBT (SOGI) をめぐる課題に関する
各立候補者の政策と考え方に関する調査<調査票>

政党名 (自由民主党)
選挙区 (近畿 10-7 比例)
候補者名 (原岡 恵利子)
ご担当者のお名前 ()
連絡先電話番号 ()

問1. 個人の選挙公約に性的指向・性自認に関する人権を保障する施策について記載はありますか。(選択式)

- 選択肢: 1.記載がある
2.記載はないが、取り組む予定である
3.記載はなく、取り組む予定もない
④その他 (党の公約には、ありません)

問2. 性的指向及び性自認に関する困難を解消するための以下の施策の中から優先度の高いものを2つ以内で選択してください(複数回答可)

- 選択肢: ①困難の実態の調査・研究が重要だ
2.相談窓口の設置等、当事者支援が重要だ
3.合理的配慮※を義務化することが重要だ
4.性的指向及び性自認に関するハラスメントや差別を禁止することが重要だ
5.同性カップルに関する法整備や、相続など同性パートナーが配偶者として扱われないことで生じる困難を解消することが重要だ
6.性的指向及び性自認だけではなく、様々な差別を包括的に禁止することが重要だ
7.特に施策が必要だとは思わない
⑧その他 (理解増進のための啓発)

※合理的配慮…何らかの対応を必要としている意思表示があった際に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

問3. 2023年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(いわゆる「SOGI理解増進法」)が施行されました。法8条1項で「政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。」と規定されていますが、施行から一年経った現在においても、基本計画が策定されていません。下記の選択肢からお考えをお聞かせください。(選択式)

- 選択肢 ①.できるだけ早期に基本計画を策定すべきだ
2.時間をかけて基本計画を策定すべきだ
3.法8条1項を遵守する必要はない
4.その他 ()

(次のページへ続きます)

問 4. 岸田前首相は、2024年3月15日の参議院予算委員会において、「いわゆるトランスジェンダーの方に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向及びジェンダーアイデンティティーを理由とする不当な差別や偏見は許されないもの」「合理的な理由なくジェンダーアイデンティティーを理由に特定の方々の行動を一律に制限する、こういったことはあってはならない」「トランスジェンダーの方に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向及びジェンダーアイデンティティーを理由とする不当な差別や偏見、これはあってはならず、関係省庁においてしっかりと対応していかなければならないものであると認識をいたします」と答弁しています。この答弁に対するお考えをお聞かせください。

選択肢： ① 同意する
2. 同意しない
3. その他 ()

問 5. 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、2023年10月最高裁判所から法3条1項4号について違憲との決定がなされています。また、3人の裁判官は法3条1項5号についても違憲であるとの個別意見をつけました。一方で、2027年から、性同一性障害は、国際疾病分類 (ICD) 11 版への改訂により廃止され、新たに「性別不合」を採用することが、厚生労働省の専門家部会で既に了承されています。これらにより法改正が求められていますが、お考えをお聞かせください。

(参考：「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」抜粋)

「第三条

(略)

- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。」

選択肢： 1. 早急に法3条1項4号はもとより、3条1項3号や5号や法律の名称変更と関連概念の整理等、残る懸案も含めて改正する必要がある
2. 早急に法3条1項4号を改正する必要がある。残る懸案は慎重な議論が必要である
3. 法3条1項4号の改正をする必要はあるが、慎重な議論が必要である
4. 改正する必要はない
⑤. その他 (現行法に代わる適切又要件と定めて改正が必要が漸く)

(次のページへ続きます)

問6.以下の各分野の課題について、どのようなスタンスでしようか。(選択式)

	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	その他 / 1-4 から選択肢を選んだうえでの補 足、等 (自由回答)
問6-A 「教育」分野					
(1) 学習指導要領に盛り込み義務教育の中で性的指向・性自認の多様性について子ども達に教育すべきだ。	1	2	3	4	性的マイノリティーの多様性について指導内容として扱うことは、個々の児童生徒の発達段階、保護者や国民の理解、教員の適切な指導の確保などを考慮しながら検討すべきものと考えます。
(2) 大学生間の性的指向や性自認に関するいじめ (アウティングやハラスメント) を法律で禁止すべきだ。	1	2	3	4	性的マイノリティーの社会生活上の困難を軽減するため、制度・学校・職場等社会の様々な場面における理解増進を図ってまいります。
(3) 学校現場において性自認に沿った制服、部活動への参加やトイレの利用などについて対応 (環境調整、合理的配慮) すべきだ。	1	2	3	4	「性的指向やジェンダーアイデンティティについて悩みを抱える児童生徒および保護者に対し、きめ細やかな相談対応や適切な措置ができる体制を整えること。」と政府へ要望を行い、政府の取組みについてウェブアンケートを行っている。

問6-B 「就労」分野	1	2	3	4	
(1) 採用時及び雇用期間中の性的指向・性自認に基づく不利益・不均等な取扱について法律で防止・禁止すべきだ。	1	2	3	4	「従業員の多様な性的指向およびジェンダーアイデンティティを積極的に受容する取り組みを行っている企業等が存在することを踏まえ、そうした事例を収集し広く情報提供を行うことにより、当事者が就職の際参照できるようにすること、また職場における自主的な検討の参考のため、ガイドラインの策定等の施策の検討を積極的に進めること。」 「公正な採用選考についての事業主に対する啓発・指導において、性的指向や性自認に関する内容も含めることにより、当事者が不当な取り扱いを受けやすいこと、また職場における自主的な取り組みを促すため、ガイドラインの策定等の施策の検討を積極的に進めること。」
(2) 企業等は性自認に基づいて働くことができるように対応を進めるべきだ。	1	2	3	4	「従業員の多様な性的指向およびジェンダーアイデンティティを積極的に受容する取り組みを行っている企業等が存在することを踏まえ、そうした事例を収集し広く情報提供を行うことにより、当事者が就職の際参照できるようにすること、また職場における自主的な取り組みを促すため、ガイドラインの策定等の施策の検討を積極的に進めること。」
(3) 性的指向・性自認に関する職場の取り組みについて、国が広くガイドラインを策定するなど、企業等の取り組みを積極的に支援すべきだ。	1	2	3	4	「都道府県労働局における総合労働相談コーナーや個別労働紛争解決制度において、性的指向や性自認に関する相談・紛争への対応も行うことについて、一層の周知を図ること。」と政府へ要望を行い、政府の取組みについてウェブアンケートを行っている。

へ続きます)

	賛成	どちらか といえ ば 賛成	どちらか といえ ば 反対	反対	その他 / 1-4 から選択肢を選んだうえでの補 足、等 (自由回答)
--	----	------------------------	------------------------	----	----------------------------------------

問6C 「福祉・医療」分野

(1) 自治体の福祉窓口等において、窓口担当者による性的指向・性自認に関する差別や偏見に基づく対応によって、利用忌避や相談したことによる二次被害が起きることのないよう、国が実態を調査し、窓口対応等の指針を示すべきだ。	1	2	3	4	国内外の様々な立場の方からの知見を集めるなど調査研究を行い、適切な対応を行うことは必要と考えます。
(2) 感染症の拡大下にあっても、HIV抗体検査の積極的な実施など健康維持に必要な検査へのアクセスを、保障すべきだ。	1	2	3	4	新型コロナウイルスの感染状況に関わらず、HIV抗体検査の充実を早期発見・早期治療を促す必要がある。利便性の高い迅速検査や郵送による検査キットを用いた検査についても推進の方向で進めたい。

(1) 社会保障等において、同性パートナーが配偶者や事実婚として扱われな いことで生じる不利益を、解消すべき だ。	1	2	3	4	まずは、国民の理解を前提に慎重な議論が必要だ。不利益が生じていることがらについては、現行法内で行えることを確実に進めることが大事だ。
(2) 合理的な必要性のない性別欄は 各種の書類や申請書、証明書から削除 すべきだ。(合理的な必要性の例：男女 共同参画、医療・保険上の問題など)	1	2	3	4	「内閣府「人権擁護に関する世論調査」において、性的指向に関する人権問題として宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されることなどが一定挙げられていることを踏まえ、今後の外国人観光客の増加傾向等を勘案し、宿泊施設や入浴施設等あるいは観光客向けの施設において、性的指向や性自認に不当な差別なくかつ適切な配慮がされるよう検討を行い、必要に応じてガイドラインの策定や通知等により行うべき対応を明らかにすること(特にホテルでの宿泊におけるダブルベッドルームの予約等)。」 「同調査において「パートナー等への入居を拒否されること」も性的指向に関する人権問題として一定挙げられていることを踏まえ、性的指向・性自認に関する当事者を、「住宅確保要配慮者」に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針における住宅確保要配慮者に位置付ける等の対策を検討し、必要な措置を講じること。と政府へ要望を行い、政府の取組みについてフォローアップを行っている。

	賛成	どちらかといえは賛成	どちらかといえは反対	反対	その他/1-4 から選択肢を選んだうえでの補足、等 (自由回答)
(3) 性的指向・性自認に関わらずスポーツに参加できるよう、(公財) スポーツ協会のガイドラインなどを踏まえて環境を整えるべきだ。	1	2	3	4	<small>異なる調査研究を進め、どのような基準が必要かを考えることが重要と 考えます。</small>

問7. 最後に感想や、当事者やその家族の皆さんへのメッセージなど自由にコメントをお願いします。

アンケートは以上となります。
ご協力いただき、誠にありがとうございました。